

議第166号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項第2号を削り、同項第3号の表第1号アからカまで（オ（ア）を除く。）に掲げる住宅の部分の項中「第1号アからカまで」を「前号アからオまで」に改め、同表第1号オ（ア）に掲げる住宅の部分の項を次のように改める。

前号オ（ア）に掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）又は光電式住宅用防災警報器	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項の表種別の欄に掲げる1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下同じ。）又は光電式スポット型感知器
前号カに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）	光電式スポット型感知器、差動式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第2号に規定する差動式スポット型感知器をいう。以下同じ。）、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に規定する定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号の表種別の欄に掲げる特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。以下同じ。）又は補償式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号の2に規定する補償式スポット型感知器をいう。以下同じ。）

第30条の2第1項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 住宅用防災警報器又は感知器は、天井（天井がない場合にあっては、屋根。第39条第2項を除き、以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分に、次に定めるところにより、設けること。

ア 天井の屋内に面する部分に設けるときは、壁又ははりからの水平距離が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる距離以上離れた位置に設けること。

(ア) イオン化式住宅用防災警報器若しくは光電式住宅用防災警報器又はイオン化式スポット型感知器若しくは光電式スポット型感知器（以下「煙を感知する住宅用防災警報器又は感知器」という。）

0.6メートル

(イ) 定温式住宅用防災警報器又は差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器若しくは補償式スポット型感知器（以下「熱を感知する住宅用防災警報器又は感知器」という。） 0.4メートル

イ 壁の屋内に面する部分に設けるときは、天井からの垂直距離が下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置に設けること。

ウ 換気口その他これに類するものの空気吹出口から1.5メートル以上離れた位置に設けること。

エ 煙を感知する住宅用防災警報器又は感知器を設けるときは、通常の調理時に煙又は蒸気がかかるおそれがない位置に設けること。

オ 熱を感知する住宅用防災警報器又は感知器を設けるときは、通常の調理時に高温になるおそれがない場所（差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器にあっては、通常の調理時に温度の急激な変化がない場所）で、火災を有効に感知することができる位置に設けること。

第30条の2第2項第7号及び第8号を削る。

第46条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第4条」を

「第3条の2」に改め、同条第2項前段中「第4条」を「第3条の2」に改める。

第54条の5第1項中「第4条」を「第3条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する住宅（消防法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事に着手する住宅の台所への住宅用防災警報器（消防法施行令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。）の設置に係るこの条例による改正後の京都市火災予防条例第30条の2第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正に伴い、熱を感知する方式の住宅用防災警報器等を住宅の台所に設置することができることとする等の必要があるので提案する。